

(1)



さくら 農業委員会だより



平成21年1月発行
第77号
 発行 佐倉市農業委員会
 〒285-8501
 佐倉市海隣寺町97
 佐倉市ホームページ
 (<http://www.city.sakura.chiba.jp>)
 のメニューの「Web市役所」の
 「委員会事務局」をクリックする
 とご覧いただけます。
 ☎ 043-484-6285(直通)



農業委員の任期満了に伴う統一選挙が去る7月6日に実施され、無投票により公選15名、農業協同組合推薦1名、農業共済組合推薦1名、土地改良区推薦1名、議会推薦4名、以上22名の新しい農業委員が誕生し、3年間の任期で新体制がスタートしました。

7月22日には、市長召集による初総会が開催され、新しい役員が決定されました。

新しい農業委員が決まりました。

主な内容

- ☆ 新年のごあいさつ…………… 2 頁
- ☆ 新しい農業委員の紹介…………… 3 頁
- ☆ 農業委員に就任して…………… 4 頁
- ☆ 農業者年金に加入しましょう… 5 頁
- ☆ 農業委員会からのお知らせ…… 6 頁

新年のごあいさつ

佐倉市農業委員会

会長 岩井 正一



新年あけましておめでとございます。

皆様方、御健勝で輝かしい新春をお迎えのことと心よりおよろこび申し上げます。平素の農業委員会活動に対する御理解と御支援に感謝と御礼を申し上げます。

昨年七月には全国統一の第二十回農業委員選挙が行われ、改選により佐倉市に於いては五名の新委員が選任され、二十二名の新委員により本年の活動に尽力する決意で、皆様の代弁者としての責任を果たす所存でございますのでよろしくお願い申し上げます。

近年、食料、農業、農村政策は大きく揺れ動き、二〇〇五年の県内農業従事者

数は六十才以上が約六十五%と担い手の高齢化が進んでいる一方、三十九才以下は約六%と担い手不足が深刻化しております。加えて昨年は、中国から農薬入りギョウザの輸入や、加工食品の偽装、農薬やカビ等が検出される輸入米の市場出荷など、儲け主義オンリーに走るモラルの低下等により国民の食に対する安全と信頼が失われ、食料行政に対する不安を募らせた一年でした。国内農産物に対する信頼感と安全性が市場経済の中で、国民の食生活の中で無視されたことは今後の日本農業に対する追い風となつて、国内農業の活性化がますます求められてきています。

地球温暖化に歯止めをかける環境行政がいま世界中の緊急課題となっており、農業が単に食料を供給するばかりでなく、温暖化防止のために大きな役割を果たしていることがやっとと政府や国民の間で再認識されつつあります。

佐倉市農業委員会ではこうしたなか、昨年六月に約六ヶ月の議論をふまえ佐倉市に対し、地元農業の振興と活性化に対する市独自の施策を求める建議と提言を行いました。市民が安全で豊かな生活を営むうえで最低条件として、保障された食生活、安全な生活環境が確保されなければなりません。そんな中で農業の果たす役割を市民共同で再確認し、農業従事者が産業として成り立つ条件を確立することを市政の最重要課題として取り組むことを要請いたしました。

いま世界的な金融危機により家電、自動車、住宅等の各産業が破綻の危機に見舞われ不況の大波にさらされておりますが、生産資材の高騰などにより農業をめぐる環境がよりきびしくなつてきております。

あらためて農業委員会としての使命を自覚し、日々経営努力を続けている農家の皆様の現場の声を十分に反映できる活動に邁進する決意でございます。

皆様の一層の御支援をお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

農家の代表
新農業委員22人を紹介します。



幹事
 中村正美
 71歳(4期目)
 (和田)



幹事
 大森 昇
 68歳(2期目)
 (臼井)



副会長
 栗原 隆
 78歳(4期目)
 (千代田)



会長職務代理者
 牛玖泰一
 59歳(4期目)
 (根郷)



会長
 岩井正一
 70歳(6期目)
 (佐倉)



篠原久幸
 74歳(8期目)
 (弥富)



鈴木孝市
 61歳(2期目)
 (志津)



眞野好則
 59歳(2期目)
 (千代田)



田中資造
 69歳(4期目)
 (根郷)



清水志津夫
 82歳(9期目)
 (志津)



大川悦司
 54歳(4期目)
 (和田)



荒川重雄
 76歳(8期目)
 (佐倉)



渡貫 茂
 61歳(1期目)
 (根郷)



桐生政廣
 73歳(1期目)
 (志津)



石渡一男
 61歳(1期目)
 (弥富)



三門増雄
 54歳(3期目)
 (志津)



根本正一郎
 66歳(1期目)
 (臼井)



山本健史
 54歳(1期目)
 (弥富)



勝田治子
 68歳(1期目)
 (佐倉)



岩淵重雄
 63歳(5期目)
 (根郷)



清宮利行
 71歳(3期目)
 (佐倉)



密本照美
 58歳(1期目)
 (根郷)

農業委員に就任して

山本 健史

今年七月に農業委員に就任して数ヶ月が過ぎ、研修会、調査会、定例総会と出席してみても、農地に関する問題が色々あることを初めて知り、自分が何も知らずに農業をしていたことを知りました。

これから諸先輩方の意見や発言を聞きながら、少しずつ勉強して農家の皆様の役に立てばと思います。

今後ともよろしく願います。

根本 正一郎

7月6日に農業委員統一選挙で白井地区より推薦され農業委員に就任致しました。

就任して数ヶ月が過ぎ、早く農家の皆様のお役に立てるよう努力しています。

現状の農家はいろいろな問題、また機械代、燃料代、肥料代と次々に高騰し利益が減少してマイナス面が多くなってきま

した。一生懸命働いても収入が増えなければ働く意欲が弱ると思います。

このような農家の実態を早く把握し農家の代表として、また、相談役として皆様の力になれるよう身近なところから出来ることを考え、3年間の任期中全力で努力する覚悟です。

今後ともよろしくご協力をお願い致します。

石渡 一男

還歴をすぎ経営移譲を考えていた矢先、農業委員にという話があり、何もわからない私でよいかと考えましたが、お受け致しまして半年が過ぎようとしております。

この間、新任研修や調査会、毎月行われている定例総会に出席し、先輩委員や事務局の皆様のお指導のもと日々勉強させて頂いております。

委員となり研修会等に参加させて頂き、委員の活動範囲のひろさや責任と役割がいかに大きいかなど感じております。今後委員として、諸先輩方や事務局

の御指導を賜りながら、農業委員として頑張りたいと考えております。

今後ともよろしく願います。

渡貫 茂

根郷地区から農業委員として選出されまして、数ヶ月が過ぎようとしています。

毎月の定例総会や調査活動などいろいろなと出席をし、勉強させて頂いたいております。

委員となりまして思うことは、その責任の重さと役割の大きいです。先輩の委員さんや事務局の方々から指導をうけながらがんばっていききたいと思っております。

農家の代表として皆様の意見をよく聞き、少しでも早くお役に立てるように努力していきたくと考えます。

どうぞよろしく願います。

密本 照美

地区のもちまわり改選により、佐倉市農業委員に就任して早くも半年になるうとしていきます。この間、新任研修会、毎月の定例総会、それに伴う調査会に出席するたび委員会の在り方や委員としての役割など、一つ一つ勉強させていたたくうちにあらためて重責を感じております。

大先輩委員の皆様には、新米の私に親切にご指導いただきまして深く感謝しております。

認定農業者の農業委員として、地域の皆様のために微力ですが農業状況のとてつもなく厳しい中で、与えられた職責に使命を果たしていけたらと思っております。

今後とも宜しく願います。



老後の備えは

国民年金プラス農業者年金が基本です!

あなたの老後生活への備えは十分ですか?

国民年金は老後生活の基本となるものです。しかし、老後に必要な高齢農家世帯（世帯主が65歳以上の夫婦2人）の生活費は、現金支出で月額約23万円（平成15年農林水産省統計）となっています。国民年金だけでは十分とはいえず、老後の生活費は自ら準備する必要かあります。

その不足分を補うのに、農業者の皆様には農業者年金がお役に立ちます。

〈農業者年金はメリットいっぱいの制度です〉

1. 農業従事者なら誰でも加入できます。

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は、誰でも、いつからでも加入できます。

2. 積立方式で少子高齢化に強い制度です。

将来の年金受給に必要な原資を自分で積立て、運用実績により受給額が決まるので加入者・受給者数に左右されない安定した制度です。

3. 保険料の額は自由に決められます。

毎月の保険料を20,000円から67,000円まで1,000円単位で選択できます。加入者自身のその時々々の経済状況や老後の生活設計などに応じて、保険料を見直して変更することができます。

4. 80歳までの保証がついた終身年金です。

年金は終身受給できますが、仮に加入者が80歳になる前に亡くなった場合でも、死亡した月の翌月から80歳までに受け取るはずであった年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

5. 税制面でのメリットがあります。

支払った保険料の全額が所得税の社会保険料控除の対象になります。

6. 意欲ある担い手に保険料の助成があります。

認定農業者など、一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助（政策支援）があります。



加入の申し込みやご相談については、

農業委員会 ☎043-484-6285

J A いんば中央支所 ☎043-486-3331

にお問い合わせください。

これらの行為には許可が必要です！

- ・農地を耕作する目的で買ったり、借りたりする場合 → 農地法第3条許可
- ・自分の農地を自ら転用し、農地でなくする場合 → 農地法第4条許可
(市街化区域内の農地においては届出で済みます) (第4条届出)
- ・自分の農地を第三者に貸したり、売ったりして転用する場合 → 農地法第5条許可
(市街化区域内の農地においては届出で済みます) (第5条届出)

事務処理期間

市街化調整区域

(申請書等の受付は毎月10日が締切です)
※10日が土、日、祝日の場合はその前日になります)

市街化区域

(随時受付)

農業委員会では、農地基本台帳を管理しています

農地基本台帳は、所有農地及び小作地等を把握し、各種証明書の発行、農業委員の選挙人名簿の審査など農業委員会業務全般の基礎となるものです。台帳は、農地法等の許可を得た農地の移動や貸借については農業委員会で台帳の整理を行います。その他相続や土地の分筆、世帯の変更などがあった場合は、ご本人からの申告をお願いします。

特に認定農業者等の方については経営規模面積等を正確に把握する必要がありますので、ご協力をお願いします。

農地の貸し借りで有効利用を (利用権設定等促進事業)

農地の貸し借りをを行う場合に、農地法よらないで市町村(農業委員会)が農家の申し出によって権利の設定・移転計画をまとめた「農用地利用集積計画」を作成し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の貸し借り等を行うことができる事業です。

- ※〔問い合わせ先〕
- 地区の農業委員
 - 農政課〈地域農業推進班〉043-484-6147
 - 農業委員会〈農業振興班〉043-484-6285

全国農業新聞

＝発行所＝
全国農業会議所

全国農業新聞を読んでみませんか。くらしと経営に役立つ情報がいっぱいです。
お申し込みは、農業委員会事務局又は、農業委員へどうぞ

●発行日／毎週金曜日 ●購読料／1か月600円(送料共)